



令和8年度 佐賀県武雄市 観光客誘致対策助成金 のご案内

各種会議や大会等の開催で武雄市内宿泊の団体と、大会や修学旅行等の市内宿泊斡旋の旅行者への助成金

条件 ※1 団体・事業者（事業部・支部）2 回まで

大会等（学会・総会・研修会各種会議・各種スポーツ大会・同窓会・合宿等）
修学旅行 ※旅行業法による第1種、第2種の旅行者のみ申請可

助成金が支払われないもの

- ・国もしくは地方公共団体から他の補助を受けて開催されるもの
- ・政治・宗教団体が主催、共催するもの
- ・営利を目的として催されるもの
- ・その他助成金交付にふさわしくないもの

①武雄市内に延べ10泊以上の宿泊（例：10名様以上で1泊、5名様で2泊など）

②武雄市内の立ち寄り施設1ヵ所以上を行程に含む ※対象となる立ち寄り施設は、
施設リストをご参照ください。

期間

<1次募集> 対象期間：令和8年4月20日～9月30日宿泊分まで 申請期間：令和8年4月1日～6月30日まで

<2次募集> 対象期間：令和8年10月1日～令和9年3月31日宿泊分まで 申請期間：令和8年9月1日～

※予算の上限に達し次第、受付を終了します。

予算に限りがあるため、必ず申請前の相談をお願いします。（事前の相談が無い場合は対象外となることがあります）

助成金額

◆宿泊単価により助成金額が異なります。 ※上限 50,000円

①宿泊単価1万円未満の場合 @ 500円 × 宿泊延べ人数

②宿泊単価1万円～2万円未満の場合 @ 1,000円 × 宿泊延べ人数

③宿泊単価2万円以上の場合 @ 1,500円 × 宿泊延べ人数

（例）宿泊単価6,000円、延べ人数10名×2泊の場合 500円×20泊=10,000円

申請書類

申請は宿泊の14日前までに、請求は宿泊が完了してから20日以内に郵送で行って下さい。

応募
フロー

※事前相談 → A 申請 → 交付決定 → 宿泊 → B 実績報告 → 確定通知・お支払い

※支払時期は原則「請求書」の受領後、30日以内。

大会等団体様の場合

旅行者様 大会等斡旋の場合

旅行者様 修学旅行斡旋の場合

A

①助成金交付申請書

②式次第や開催冊子等

③行程表

B

④実績報告書 ⑤助成金交付請求書（申請者と振込み口座名義人は原則同一）

⑥宿泊証明書（宿泊施設発行でも可） ⑦立ち寄り証明書

⑧斡旋証明（契約書等の写し）

申請書等の様式は、武雄市観光協会のホームページからダウンロードできます。

ご応募・お問合せ

（一財）武雄市観光協会 〒843-0023 佐賀県武雄市武雄町大字昭和805

E-mail: takeokankou.jyosei@gmail.com TEL 0954(23)7766 FAX 0954(23)9726